

# 文教委員会資料①

## 1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

- (8) 議案第 7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (9) 議案第10号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する  
条例新旧対照表

資料2 川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料3 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料4 川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料5 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和5年2月8日)

## 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>	<p>○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>
<p>(利用料金)</p>	<p>(利用料金)</p>
<p><b>第37条</b> (略)</p>	<p><b>第37条</b> (略)</p>
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>	<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>
<p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(生活支援事業の利用料金)</p>	<p>(生活支援事業の利用料金)</p>
<p><b>第47条</b> (略)</p>	<p><b>第47条</b> (略)</p>
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>	<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>
<p>(1) 法第51条の14第3項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(1) 法第51条の14第3項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p>
<p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額とする。</p>	<p>4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額とする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(利用料金)</p>	<p>(利用料金)</p>
<p><b>第66条</b> (略)</p>	<p><b>第66条</b> (略)</p>
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>	<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>
<p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p>
<p>(2) 法第51条の14第3項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(2) 法第51条の14第3項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p>
<p>(3) 法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(3) 法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p>

改正後	改正前
<p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第76条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第85条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<b>内閣総理</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<b>内閣総理大臣</b>及び法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する<b>内閣総理</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第96条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<b>内閣総理</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<b>内閣総理大臣</b>及び法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p>	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第76条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第85条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第96条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p>

改正後	改正前
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第134条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第153条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第163条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第134条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の14第3項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) 法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第153条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略) (利用料金)</p> <p><b>第163条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>3 (略)</p>

## 川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市身体障害者福祉会館条例 昭和57年3月31日条例第15号</p> <p>(利用料金)</p> <p><b>第10条</b> 福祉会館において法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算した額を利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和57年3月31日条例第15号</p> <p>(利用料金)</p> <p><b>第10条</b> 福祉会館において法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算した額を利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p> <p>(利用料金)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>主務</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>3 (略)</p>	<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p> <p>(利用料金)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 法第51条の17第2項に規定する<b>厚生労働</b>大臣が定める基準により算定した額</p> <p>3 (略)</p>

## 川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <b>第72条第3項</b>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <b>法第72条第1項各号</b>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。</p>	<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <b>第77条第3項</b>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <b>法第77条第1項各号</b>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。</p>

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号</p>	<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において「小児」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。</p>	<p>第2条 この条例において「小児」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>2 この条例において「乳児」とは、満1歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>3 この条例において「幼児」とは、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>4 この条例において「児童」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>5 この条例において「乳幼児等」とは、乳児、幼児及び児童をいう。</u></p>
<p><u>2</u> この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>	<p><u>6</u> この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>
<p>(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者</p>	<p>(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者</p>
<p>(2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p>	<p>(2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p>
<p>(3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p>	<p>(3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p>
<p><u>3</u> 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、</p>	<p><u>7</u> 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、</p>



改正後	改正前
<p>その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)による被扶養者であるものの保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者は、対象者とし<del>ない</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者</p> <p>(4) 川崎市重度障害者医療費助成条例(昭和48年川崎市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(5) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)により医療費の助成を受けることができる者</p>	<p>その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)による被扶養者であるものの保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者は、対象者とし<del>ない</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者</p> <p>(4) 川崎市重度障害者医療費助成条例(昭和48年川崎市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(5) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)により医療費の助成を受けることができる者</p>
<p><u>(削除)</u></p> <p>(医療証の交付申請)</p>	<p><u>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、幼児及び児童の保護者の9月1日(以下「基準日」という。)の属する年の前年の所得が、その保護者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに保護者の扶養親族等でない満18歳に満たない者で保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該幼児及び児童が基準日から翌年の8月31日までの間に受けた医療(入院に係るものを除く。)に係る医療費については、対象者とし<del>ない</del>。</u></p> <p><u>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</u></p> <p>(医療証の交付申請)</p>
<p><u>第4条 医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定めるところによ</u></p>	<p><u>第5条 乳幼児等に係る医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定</u></p>

改正後	改正前
<p>り、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p><b>第5条</b> 市長は、次項の場合を除き、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。次項において同じ。）のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額（次項において「控除後の額」という。）を助成する。</p> <p>2 市長は、満9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から<b>満15歳</b>に達する日以後の最初の3月31日までの者<b>その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるもの（9月1日（以下「基準日」という。）から</b>翌年の8月31日までの間に受けた医療について、その者の保護者が当該基準日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割が課されていない者（同法第323条の規定により当該市町村民税所得割を免除された者<b>その他規則で定める者を含むものとし、当該市町村民税所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）</b>である者を除く。）の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付（入院又は薬剤の支給に係るものを除く。）が行われた場合における医療費のうち、控除後の額から1回の診療又は手当につき500円（控除後の額が500円に満たない場合には、当該控除後の額）を控除した額を助成する。</p> <p>(助成の方法等)</p>	<p>めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。<b>ただし、前条第1項の規定に該当する場合には、医療証の交付については、この限りでない。</b></p> <p>(助成の範囲)</p> <p><b>第6条</b> 市長は、次項の場合を除き、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付<b>（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）</b>が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。次項において同じ。）のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額（次項において「控除後の額」という。）を助成する。</p> <p>2 市長は、満9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から<b>満12歳</b>に達する日以後の最初の3月31日までの者<b>（基準日から</b>翌年の8月31日までの間に受けた医療について、その者の保護者が当該基準日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割が課されていない者（同法第323条の規定により当該市町村民税所得割を免除された者<b>その他規則で定める者を含むものとし、当該市町村民税所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）</b>である者を除く。）の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付（入院又は薬剤の支給に係るものを除く。）が行われた場合における医療費のうち、控除後の額から1回の診療又は手当につき500円（控除後の額が500円に満たない場合には、当該控除後の額）を控除した額を助成する。</p> <p>(助成の方法等)</p>

改正後	改正前
<p><b>第6条</b> <u>医療費</u>の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</p> <p>2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>	<p><b>第7条</b> <u>乳幼児等（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）に係る医療費</u>の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</p> <p>2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>
<p><u>(削除)</u></p> <p>(損害賠償請求権の取得等)</p>	<p><b>3</b> <u>小児（乳幼児等を除く。）に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。</u></p> <p>(損害賠償請求権の取得等)</p>
<p><b>第7条</b> 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、前条第1項<u>及び第2項</u>の規定により医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p> <p>2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において前条第1項<u>及び第2項</u>の規定による助成は行わない。</p> <p>(届出義務等)</p>	<p><b>第8条</b> 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、前条第1項<u>から第3項まで</u>の規定により医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p> <p>2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において前条第1項<u>から第3項まで</u>の規定による助成は行わない。</p> <p>(届出義務等)</p>
<p><b>第8条</b> <u>対象者</u>は、第3条に規定する対象者でなくなったとき、又は<b>第4条</b>の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>対象者</u>は、第3条に規定する対象者でなくなったときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(助成費の返還)</p>	<p><b>第9条</b> <u>乳幼児等に係る対象者</u>は、第3条に規定する対象者でなくなったとき、又は<b>第5条</b>の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>乳幼児等に係る対象者</u>は、第3条に規定する対象者でなくなったときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(助成費の返還)</p>
<p><b>第9条</b> 市長は、偽りその他不正な行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p><b>第10条</b> 市長は、偽りその他不正な行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p><u>第10条</u> この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p><u>第11条</u> この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>